

第6章 誘導施設

第6章 誘導施設
1 基本的な考え方

1 基本的な考え方

誘導施設とは、都市再生特別措置法第81条第2項第3号において、「都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。)」と定義しています。

この誘導施設については、「立地適正化計画作成の手引き」において、参考ではあるものの地方中核都市クラスを中心拠点と地域・生活拠点の位置づけに対して想定した各種の機能に対する施設例を以下のようにイメージしています。

【図 誘導施設のイメージ例】

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	<input type="checkbox"/> 中核的な行政機能 例：本庁舎	<input type="checkbox"/> 日常生活を営む上で必要となる行政窓口業務等 例：支所、福祉事務所などの各地域事務所
介護福祉機能	<input type="checkbox"/> 都市全域の市民を対象として高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	<input type="checkbox"/> 高齢者の自立した生活を支え、または日々の介護見守り等のサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	<input type="checkbox"/> 都市全域の市民を対象として児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	<input type="checkbox"/> 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	<input type="checkbox"/> 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	<input type="checkbox"/> 日々の生活に必要な生鮮品、日用品の買い回りができる機能 例：食品スーパー
医療機能	<input type="checkbox"/> 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例：病院	<input type="checkbox"/> 日常的な診療を受けることができる機能 例：診療所
金融機能	<input type="checkbox"/> 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	<input type="checkbox"/> 日々の引き出し、振り込みなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	<input type="checkbox"/> 市民全体を対象とした教育・文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	<input type="checkbox"/> 地域における教育・文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

資料：立地適正化計画作成の手引き

【誘導施設について】

本計画で定める誘導施設は、新たに都市機能誘導区域への立地を誘導する場合と、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として設定する場合と2通りの考え方にに基づき設定します。

2 誘導施設の設定

(1) 都市機能の現況・立地による影響

本市における都市機能の立地状況や立地による影響を想定し、本市として必要となる誘導施設を設定します。

行政機能

行政機能は、市役所本庁舎及び市役所出張所があります。これらの施設では行政窓口（住民票発行等）のサービスを行っています。両施設とも市街化区域内かつ、都市計画マスタープランの都市拠点内に位置しています。今後は都市拠点を中心にネットワークを維持・向上していくことにより、市民の利用しやすい環境を確保します。

本機能は、都市の拠点の役割を持つ場所に立地しており、今後も両施設へのアクセスは確保していくことから、誘導施設には設定しません。

高齢者福祉（介護福祉）機能

高齢者福祉機能は、概ね市街化区域内をカバーするように立地しており、利便性が高い状況となっています。地域で暮らす高齢者を支える地域包括支援センターも、北部・中部・南部と市内3箇所に立地しています。

これらの福祉施設は利用者の送迎があるなど、立地場所による利用者への影響は少ないと考えられます。そのため、都市機能誘導区域への誘導は適さないと考えます。

また、障がい者福祉機能についても、高齢者福祉機能と同様に、拠点での立地を促進しない考えとします。

ただし、健康増進施設などの特定の施設については、拠点への立地の必要性を踏まえた上で、誘導施設として設定します。

子育て機能

子育て機能である保育園・こども園は、ほぼ市街化区域をカバーするように立地しており利便性が高い状況となっています。拠点での立地・集積や子育て世代の移住・定住を目指す本市にとっては、保育園・こども園のさらなる充実を図る必要があります。

児童クラブ・児童館は、保育園・こども園が充実し人口が集積する地域に必然的に必要となる機能です。本市において人口の集積の核となる中心拠点などで誘導する必要があります。

子育て支援センターは、本市において人口の集積の核となる中心拠点などへの誘導が考えられます。以上より、本機能は本市への移住・定住を促進する重要な機能と考え、誘導施設に設定します。

商業機能

商業機能（スーパー）は、生鮮食品や食料品、衣料品等が揃う生活する上で重要な機能です。市街化区域内でも、その利便性が低い地域もあります。子育て機能と同様に、移住・定住を促進するための重要な機能として、不足する地域や移住・定住を促進する地域には充実させる必要があります。

そこで本機能は、本市への移住・定住を促進する重要な機能と考え、誘導施設に設定します。

第6章 誘導施設

2 誘導施設の設定

医療機能

医療機能については、市街化区域に全域をカバーするように立地しており、利便性が高い状況にあります。また、市街化調整区域ではありますが、藤田医科大学病院が立地し、身近な医療機関と入院も可能な大学病院とすみ分けがなされており、生活エリアでの立地と、大学病院までの交通ネットワークが重要となります。

そこで本機能は、機能としては充実していることから、誘導施設には設定しません。

金融機能

金融機能については、近年コンビニエンスストアのATMにおいても、入出金といった通常利用が可能となっていることを踏まえ、誘導施設には設定しません。

教育・文化機能

教育・文化機能については、そのほとんどの機能・施設が行政運営施設であることから、現状の機能維持を図っていくこととし、誘導施設には設定しません。

(2) 誘導施設の設定

5 箇所の都市機能誘導区域ごとに、「高齢者福祉（介護福祉）機能」・「子育て機能」・「商業機能」について、拠点としての性格・必要となる都市機能、現在の都市機能の立地状況を踏まえ、誘導施設を設定します。

■名古屋鉄道前後駅周辺都市機能誘導区域

都市機能誘導区域	名古屋鉄道前後駅周辺（P65 参照）	
役割・性質 （再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の玄関口であり、市の中心的役割を担う ○交通利便性が高く、多様な世代の市民が集まる ○商業・業務等の都市機能の集積 ○多様な住宅の供給による街なか居住の推進 	
既存の都市機能	高齢者福祉施設	7 箇所
	商業施設（スーパー）	1 箇所
	子育て支援施設	3 箇所
誘導施設	<p>【商業施設（スーパー）】多様な世代が集まり、鉄道駅ということもあり通勤・通学の市民も多い場所である。既にスーパーが1箇所あるが、機能強化や新たな施設誘導により、買い物機能を強化する。⇒食品スーパーを設定する</p> <p>【子育て支援施設】通勤途中で利用する市民も多く、子育て世代にとって、子育てと仕事を両立させる上で、重要な拠点となる。保育園をはじめ、子どもを預けることができる施設を誘導し、子育て環境を充実させる。⇒保育園・こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館を設定する</p>	

第6章 誘導施設

2 誘導施設の設定

■名古屋鉄道中京競馬場前駅周辺都市機能誘導区域

都市機能誘導区域	名古屋鉄道中京競馬場前駅周辺（P66 参照）	
役割・性質 （再掲）	○歴史と文化の交流拠点の役割を担う ○周辺には人口集積が高い既成市街地が広がる ○日常的なサービス施設の立地を誘導	
既存の都市機能	高齢者福祉施設	0 箇所
	商業施設（スーパー）	0 箇所
	子育て支援施設	0 箇所
誘導施設	<p>【商業施設（スーパー）】 鉄道駅ということもあり、通勤の市民も多い場所である。スーパーが立地しておらず、買い物の利便性が低くなっている。新たな施設誘導により、買い物機能を強化する。 ⇒食品スーパーを設定する</p> <p>【子育て支援施設】 500m 圏内にはないため、新たな子育て支援施設の立地により、子育て世代にとっては利便性が向上する。保育園・こども園を誘導し、子育て環境を充実させる。⇒保育園・こども園を設定する</p>	

■名古屋鉄道豊明駅周辺都市機能誘導区域

都市機能誘導区域	名古屋鉄道豊明駅周辺（P67 参照）	
役割・性質 （再掲）	○花と食の交流拠点の役割を担う ○周辺には人口集積が高い既成市街地が広がる ○日常的なサービス施設の立地を誘導	
既存の都市機能	高齢者福祉施設	2 箇所
	商業施設（スーパー）	0 箇所
	子育て支援施設	1 箇所
誘導施設	<p>【商業施設（スーパー）】 鉄道駅ということもあり、通勤の市民も多い場所である。スーパーが立地しておらず、買い物の利便性が低くなっている。新たな施設誘導により、買い物機能を強化する。 ⇒食品スーパーを設定する</p> <p>【子育て支援施設】 既に 1 箇所の立地があり、この子育て環境を維持する。⇒保育園・こども園を設定する</p>	

■豊明市役所周辺都市機能誘導区域

都市機能誘導区域	豊明市役所周辺（P68 参照）	
役割・性質 （再掲）	○行政・サービス機能の中心的役割を担う ○商業・医療・福祉等の多様な都市機能の集積	
既存の都市機能	高齢者福祉施設	3 箇所
	商業施設（スーパー）	3 箇所
	子育て支援施設	3 箇所
誘導施設	<p>【商業施設（スーパー）】市役所の周辺ということ、さらに医療施設等も集まって立地しており、利便性が高い場所である。既に3箇所のスーパーが立地している。市民の利便性の向上を目指し、買い物機能をさらに維持・強化する。⇒食品スーパーを設定する</p> <p>【子育て支援施設】既に3箇所の施設の立地がある。既存の施設の維持・強化により、子育て世代にとって利便性の高い居住環境を実現する。保育園・こども園、児童クラブを誘導し、子育て環境を充実させる。⇒保育園・こども園、児童クラブを設定する</p>	

■豊明団地周辺都市機能誘導区域

都市機能誘導区域	豊明団地周辺（P69 参照）	
役割・性質 （再掲）	○中高層住宅主体の居住機能を担う ○若い世代の居住を促進し世代間バランスを確保 ○藤田医科大学や UR 都市機構との連携による高齢者が住みやすい環境の整備	
既存の都市機能	高齢者福祉施設	0 箇所
	商業施設（スーパー）	2 箇所
	子育て支援施設	7 箇所
誘導施設	<p>【高齢者福祉施設（健康増進施設）】健康医療福祉拠点である藤田医科大学や UR 都市機構と連携した地域であり、高齢者の介護予防に特化した機能を導入する。⇒健康増進施設を設定する</p> <p>【商業施設（スーパー）】既に2箇所のスーパーが立地している。市民の利便性の向上を目指し、買い物機能をさらに維持・強化する。⇒食品スーパーを設定する</p> <p>【子育て支援施設】既に7箇所の施設の立地がある。既存の施設の維持・強化により、子育て世代にとって利便性の高い居住環境を実現する。⇒保育園・こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館を設定する</p>	

第6章 誘導施設

2 誘導施設の設定

誘導施設の定義

誘導施設	定義
健康増進施設	健康増進施設認定規程第2条に準じる施設
食品スーパー	生鮮食品を扱うスーパー等で店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積）が1,000㎡以上のもの
保育園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及びそれに準じる施設
こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設
児童館	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設